

# 大和高田市農業委員会会議録

1. 開催日時 令和4年3月4日（金）午後3時00分～午後3時45分
2. 開催場所 大和高田市役所 5階会議室6
3. 出席委員 (17名)

農業委員	氏名	農業委員	氏名	推進委員	氏名
1	西川 達也	8	弓場 一郎	1	安井 進
2	小川 隆興	9	藤岡 秀信	2	鬼頭 淳悟
3	前田 全計	10	奥本 正嗣	3	松村 謙三
4	鷺山 久雄	11	本郷 保則	4	米田 博明
5	吉井己容子	12	吉岡 重治		
6	梅田 昌宏	13	中江 彰		
7	上田美加子				

4. 欠席委員 (0名)

## 5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 議事案件

議第1号 農地法第3条第1項規定について申請の件

議第2号 農地法第4条規定による申請の件

議第3号 農地法第5条規定による申請の件

議第4号 農地法第18条第6項規定について通知の件

議第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について

議第6号 農地法第3条第2項第5号による下限面積（別段面積）の設定について

議第7号 その他

1) 専決処分の報告について

報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について

報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出の件

## 6. 農業委員会事務局職員

事務局長 東浦章仁

## 7. 会議の概要

議長 それでは、定刻になりましたので、ただ今から3月の定例委員会を開催致します。本日は、農業委員13名全員出席頂いておりますので、総会は成立していることを報告致します。なお、推進委員は4名全員出席頂いております。

(会長あいさつ)

議長 それでは、議事日程、第1の議事録署名委員の指名についてお諮り致します。私から指名させて頂くことに異議などございませんか。

(異議なしの声有り)

議長 異議なしとの声がありましたので、本日の議事録署名委員に2番、小川委員と

3番、前田副会長のお二人を指名致します。

続いて議事日程、第2の会議書記の指名につきましては、事務局の東浦局長を指名しますので、よろしくお願い致します。

議長

それでは、ただ今から議事日程、第3の議事に入ります。まず、議第1号を議題と致しますが、この案件につきましては、前田委員が譲渡人となっている事案ですので、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限の規定に基づき、当該事案の審議開始から終了までの間、退席をお願い致します。なお、関係議案終了後に入室して頂きます。

(前田委員 退出) 事務局、説明をお願いします。

事務局

議案書1ページをお願い致します。議第1号、農地法第3条第1項について申請の件について説明致します。

本件は、農地を農地として耕作するため、売買による所有権移転のための移動でございます。

番号1番、申請地、大字今里436番1(田)495㎡、譲受人、檀原市、■■■  
■1/2、■■■■1/2、譲渡人、檀原市、■■■■、贈与による所有権の移転のため  
でございます。なお、同一世帯ですので、譲受人の耕作地面積は、3018㎡と下限面  
積は満たしております。場所は、調査順序表第5番目、おおやまと環境整美事業組合  
より■に約120mのところでございます。

番号2番、申請地、大字今里川合方7番(田)1734㎡、譲受人、永和町、■  
■■■■、譲渡人、今里町、■■■■、売買による所有権の移転で、申請理由は、規  
模拡大のためでございます。なお、譲受人の耕作地面積は、3580㎡と下限面積は  
満たしております。場所は、調査順序表第6番目、大和高田市クリーンセンターより  
■に約200mのところでございます。

番号3番、申請地、大字秋吉153番1(田)1086㎡、大字秋吉154番1(田)  
1491㎡、譲受人、大字秋吉、■■■■、譲渡人、大字田井、■■■■、売買によ  
る所有権の移転で、申請理由は、規模拡大のためでございます。なお、譲受人の耕作  
地面積は、6204㎡と下限面積は満たしております。場所は、調査順序表第2番目、  
秋吉池より■に約150mのところでございます。

以上、議第1号につきましては、3件の申請で、申請に伴う書類等は具備致してお  
ります。

続きまして、今回の申請に伴い記載された内容について、審査基準の農地法第3条  
第2項の検討結果について説明させていただきます。

まず、譲受人が権利の取得後において、今回取得する農地を含めた、全部効率利用  
要件につきましては、受人の世帯の耕作に必要な機械の保有状況や農作業の従事から  
みて、いずれも現在保有しているすべての農地の耕作状況など、今後も引き続き効率  
的に利用することが見込まれますので、支障がないものと考えます。

次に、権利の取得後の常時従事要件につきましては、申請書に記載されている本人  
も含めた世帯員等の農作業の従事状況からして、取得後も農作業に常時従事するこ  
とが見込まれます。

また、周辺の地域との調和要件につきましては、周辺の農家団体とも協力し行うと  
のことで、農業上の総合的利用には、支障がないものと考えます。

以上、今回の案件につきましては、農地法第3条第2項のいずれにも該当しないた

め、許可要件のすべてを満たすと考えます。ご審議よろしくお願い致します。

議 長 　ただ今、事務局からの説明が終わりましたが、この議第1号につきまして何かご意見、ご質問等ございませんか。

（なしの声有り）

議 長 　ご質問等ないようですので採決致します。それでは、議第1号、農地法第3条第1項について申請の件に賛成の方は挙手をお願い致します。

（全員挙手）

議 長 　全員賛成ですので、議第1号は、委員会処理に決定致します。

次の議題に入ります前に、前田委員の入室、着席をお願い致します。

（前田委員、入室、着席）

続いて、議第2号を議題と致します事務局から説明願います。

事務局 　議第2号、農地法第4条規定による申請の件について説明致します。

本件は、市街化調整区域の自己農地を農地以外の目的に使用するための転用申請でございます。

番号1番、申請地、大字秋吉143番（畑） 145㎡、  
申請人、大字秋吉、■■■■■、転用目的は、貸露天駐車場への転用申請でございます。場所は、調査順序表第3番目、秋吉池より■に約120mのところでございます。なお、申請に伴う書類等は具備致しております。

以上、議第2号につきましては、1件の申請でございます。

議 長 　ただ今、事務局からの説明が終わりましたが、続いて農地部会で現地調査に基づき審議して頂いておりますので、農地部会長よりその審議結果について報告を願います。

部会長 　それでは農地部会より審議内容の報告をさせていただきます。

番号1番、■■■■■さんの転用の申請ですが、現況は、休耕されています。周囲の状況は、北側と東側と南側一部は農地、西側と南側一部は宅地です。南側の宅地を進入路として使用し、その宅地所有者が当申請地を駐車場として借り受けをされる予定です。造成につきましては、30cm程度地上げし、土砂の流出がないように造成されます。隣接農地の方々や秋吉水利組合からも同意を得ています。

雨水は、自然浸透で南側に排水されます。周囲への被害はないものと思われま

す。以上、農地部会としては、妥当な申請であろうという審議結果でした。

ご審議よろしくお願いたします。

議 長 　ただ今、農地部会長より説明のあったとおりですが、続いて農地法に基づく農地転用許可基準による検討事項について事務局より説明願います。

事務局 　それでは説明させていただきます。

番号1番、秋吉の農地区分につきましては、街を形成している区域の宅地の占める割合が40パーセントを超えており、第3種農地と判断致します。

まず、資力、及び信用につきましては、自己資金でまかなう計画で金融機関の通帳の写しが添付されており、転用目的を達成する資金として適当であると考えます。

次に、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性につきましては、許可後すぐに着工し、約1ヶ月で完成予定をされているようで確実と考えます。また、計画面積につきましては、利用計画配置図からして妥当な面積であると考えます。

以上、ご審議よろしくお願い致します。

議長 　ただ今、農地部会長並びに事務局からの説明が終わりましたが、この議第2号について何かご意見、ご質問などある方は挙手でお願い致します。  
（なしの声有り）

議長 　ご意見、ご質問などがないようですので、採決致します。  
議第2号、農地法第4条規定による申請の件について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手でお願い致します。  
（全員挙手）

議長 　全員賛成ですので、議第2号は県へ送付することに決定致します。  
続いて、議第3号を議題と致します。事務局より説明願います。

事務局 　議案書2ページをお願い致します。議第3号、農地法第5条規定による申請の件について説明致します。

本件は、市街化調整区域の農地を売買による所有権移転の設定により、農地以外の目的に使用するための転用申請でございます。

番号1番、申請地、大字秋吉88番2（田） 1004㎡、同じく大字秋吉89番（田） 1936㎡、同じく大字秋吉92番1（田） 775㎡、合計面積3715㎡です。譲受人、檀原市、■■■■、譲渡人、春日町1丁目、■■■■1/2、葛城市、■■■■1/2、売買による所有権移転で一戸建専用住宅（16戸）への転用申請でございます。場所は、調査順序表第4番目、秋吉池より■に約50mのところでございます。なお、申請に伴う書類等は具備致しております。

番号2番、申請地、大字大谷524番1（畑）267㎡、譲受人、大字大谷、■■■■■■、譲渡人、大字大谷、■■■■■■、売買による所有権移転により、一戸建専用住宅（1戸）を建築するための転用申請でございます。場所は、調査順序表第1番目、陵北保育所跡地より■に約50mのところでございます。なお、申請に伴う書類等は具備致しております。

以上、議第2号につきましては、2件の申請でございます。

議長 　ただ今、事務局からの説明が終わりましたが、続いて農地部会で現地調査に基づき審議して頂いておりますので、農地部会長よりその審議結果について報告を願います。

部会長 　それでは農地部会より審議内容の報告をさせていただきます。

番号1番、株式会社■■■■さんの一戸建専用住宅（16戸）への転用申請です。現況は、休耕されています。周囲の状況は、北側は道路、南側と東側は宅地、西側は農地です。周囲に擁壁をもうけ地上げし、土砂の流出がないように造成されます。隣接農地の方々や秋吉水利組合からも同意を得ています。汚水は浄化槽をもうけ、雨水とともに北側の既設水路に排水されます。周囲への被害はないものと思われま

す。申請地の現況は、休耕されています。

周囲の状況は、北側と南側と西側は農地、東側は道路です。周囲にコンクリートブロック積みで地上げし、土砂の流出がないように造成されます。隣接農地の方々や大谷水利組合からも同意を得ています。汚水は、浄化槽を設け、雨水とともに東側既設水路に排水されます。周囲への被害はないものと思われま

す。以上、農地部会としては、いずれも妥当な申請であろうという審議結果でした。ご審議よろしくお願いたします。

議 長 　ただ今、農地部会長より説明のあったとおりですが、続いて農地法に基づく農地転用許可基準による検討事項について事務局より説明願います。

事務局 　それでは説明させていただきます。

　1番、秋吉の農地区分につきましては、街を形成している区域の宅地の占める割合が40パーセントを超えており、第3種農地と判断致します。

　まず、資力、及び信用につきましては、必要な資金は自己資金でまかなう計画で、金融機関の通帳の写しが添付されており、転用の目的を達成する資金として適当であると判断致します。

　次に、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性につきましては、許可後すぐに着工し、約2年で完成予定をされているようで確実と考えます。また、計画面積につきましては、利用計画配置図からして妥当な面積であると考えます。

　2番、大谷の農地区分につきましては、水管、ガス管の埋設された4m以上の道路に面し、周辺500m以内に2ヶ所以上の教育や医療施設があり、第3種農地に該当致します。

　まず、資力及び信用につきましては、金融機関の借入れを利用し設置する計画で金融機関からの融資証明書は添付されており、転用目的を達成する資金として適当であると考えます。

　次に、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性につきましては、許可後すぐに着工し、約6ヶ月で完成予定をされているようで確実と考えます。また、計画面積につきましては、利用計画配置図からして妥当な面積であると考えます。

　以上、ご審議よろしくお願い致します。

議 長 　ただ今、農地部会長並びに事務局からの説明が終わりましたが、議第3号について何かご意見、ご質問などある方は挙手でお願い致します。

（なしの声有り）

議 長 　ご意見、ご質問などが無いようですので、採決致します。議第3号、農地法第5条規定による申請の件について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手でお願い致します。

（全員挙手）

議 長 　全員賛成ですので、議第3号は県へ送付することに決定致します。

　続いて、議第4号を議題と致します。事務局より説明願います。

事務局 　議第4号、農地法第18条第6項について通知の件について説明致します。

　本件は、農地の耕作権について、解約が双方で円満に合意成立したことにより、当委員会に通知があったものでございます。

　番号1番、申請地、蔵之宮町226番の一部（畑）1060㎡のうち、530㎡、借受人、中三倉堂一丁目、■■■■、貸出人、中三倉堂一丁目、■■■■、解約理由は、規模縮小のためで解約の通知書提出遅れでございます。

　以上、議第4号につきましては、1件の通知でございます。

議 長 　ただ今、事務局からの説明が終わりましたが、この件につきまして、何かご意見ご質問などございませんか。

　何かございましたら挙手でお願い致します。

(なしの声あり)

議 長

なしとの声がありましたので、議第4号は事務局処理と致します。

続いて、議第5号を議題と致しますが、この案件につきましては、中江委員の親族が「利用権設定を受ける者」となっている事案ですので、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限の規定に基づき、当該事案の審議開始から終了までの間、退席をお願い致します。なお、関係議案終了後に入室して頂きます。

(中江委員 退出) 事務局、説明をお願いします。

事務局

議案書3ページをお願いします。議第5号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項規定による農用地利用集積計画について説明致します。

本件は、農業経営の改善を計画的に進めようとする農業者に対し、農用地の利用集積により、経営基盤の強化を促進するための措置として、農業振興課より当委員会に対して、原案作成に伴う決定の依頼を受けたものでございます。農業振興課と農業委員会事務局で書類審査等の事前協議を行った上で、案件とさせて頂きました。

整理番号1番、設定を受ける者、大字吉井、■■■■■■■■、設定する者、大中南町、■■■■■、設定する農地、大字吉井141番(田)1056㎡、利用権の種類は使用貸借権の設定で、水稻を作付けしての利用でございます。利用期間は、市公告日翌日から令和7年1月31日までの約3年間でございます。

整理番号2番、設定を受ける者、大字吉井、■■■■■、設定する者、大字根成柿、■■■■■、設定する農地、大字根成柿135番1(田)1067㎡、利用権の種類は使用貸借権の設定で、水稻を作付けしての利用でございます。利用期間は、令和4年4月1日から令和10年3月31日までの6年間でございます。

整理番号3番、設定を受ける者、大字吉井、■■■■■、設定する者、大字根成柿、■■■■■、設定する農地、大字根成柿138番1(田)1188㎡、利用権の種類は使用貸借権の設定で、水稻を作付けしての利用でございます。利用期間は、令和4年4月1日から令和10年3月31日までの6年間でございます。

整理番号4番、設定を受ける者、檀原市、なら担い手・農地サポートセンター、宇陀市、■■■■■、設定する者、大字松塚、■■■■■、設定する農地、大字松塚531番1、(田)985㎡、利用権の種類は使用貸借権の設定で、水稻を作付けしての利用でございます。利用期間は、令和4年4月1日から令和14年3月31日までの10年間でございます。

以上の計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号の農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること、また、第2号の利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件である、耕作の事業に供すべき農用地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うと認められること、及び耕作の事業に必要な農作業に常時従事することが認められることなどの各要件を満たすと判断しております。

この内容をご承認頂ければ、市の農業振興課に対しまして、その旨の回答をさせて頂きますので、ご審議よろしくお願い致します。

議 長

ただ今、事務局からの説明が終わりましたが、この件につきまして何かご意見、ご質問など、何かございましたら挙手をお願い致します。何かございませんか。

(なしの声あり)

議 長

なしとの声がありましたので、異議などが無いということで採決致します。

それでは、議第5号について承認することに賛成の方は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので議第5号は、農業振興課に対して原案のとおり承認した旨の回答をすることに決定致します。

次の議題に入ります前に、中江委員の入室、着席をお願い致します。

(中江委員、入室、着席)

続いて、議第6号を議題と致します。事務局から説明願います。

事務局 議案書4ページをお願い致します。議第6号、農地法第3条第2項第5号による下限面積(別段の面積)の設定について説明を致します。

これにつきましては、平成21年12月施行の改正農地法により、農業委員会が農林水産省令で定める基準に従い、市町村の区域の全部又は一部について、これらの面積の範囲内で別段の面積を定め、農林水産省令で定めるところにより、これを公示したときは、その面積を下限面積として設定できることになっています。

また、農業委員会の適正な事務実施について、平成22年12月22日付の農林水産省経営局長通知の一部改正により、各農業委員会は、毎年、下限面積(別段の面積)の設定又は修正の必要性について審議することとされました。

これに基づきまして、令和4年度の下限面積(別段の面積)の設定について、次のとおり提案するものでございます。

農地法施行規則第17条第1項の適用について、方針、現行の下限面積(別段の面積)20アールの変更は行わない。

理由、令和4年1月末現在の農家台帳システムに登載されている管内の農家で20アール以上の農地を耕作している農家が全農家数の4割を超えているためでございます。以上でございます。

議 長 ただ今、議第6号について事務局から説明ありましたが、この件につきましては農政部会でご審議をお願い致していますので、その結果を部会長より報告をお願い致します。

部会長 それでは報告させていただきます。2月の委員会終了後に農政部会を開催し、来年度の下限面積について検討致しました。議案書4ページに載せておきますとおり、令和4年1月末現在の下限面積20アール未満の農家戸数が全体の40%を超えており昨年とあまりかわらない状態で、遊休農地も減少傾向ですので、現状どおり20アールのままでよいのではないかという検討結果となりました。以上、報告致します。

議 長 ただ今、議第6号について部会長より報告のあったとおりですが、この件につきまして何かご質問などございましたら挙手をお願いします。

議 長 他にご質問などがございませんので、採決致します。

それでは、議第6号について原案のとおり、別段の面積は20アールに決定することに賛成の方は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議第6号、第3条第2項第5号による別段の面積は20アールとさせていただきます。

次に議第7号、その他の1番を議題と致します。事務局から説明願います。

事務局 議案書5ページをお願いします。議第7号、その他の1番、専決処分の報告について、報告第1号、農地法第3条の3の規定による届出について説明致します。本件は、相続により農地の権利を取得した場合の届出分について、専決処理を行った事後報告

でございます。

番号1番、所在地、大字市場256番1(田)499㎡、大字市場260番2(田)198㎡ 大字野口 79番 (畑) 96㎡ 大字野口124番2(田)178㎡ 大字野口124番5(田)570㎡です。相続人、大字市場、■■■■、被相続人、■■■■、令和3年10月17日、相続による所有権の取得の届出です。以上、農地法第3条の3の規定による届出につきましては、1件の届出でございます。

議長 　ただ今の専決処分の報告第1号の案件につきましては、委員の皆様への報告とさせていただきます。続いて、報告第2号を議題と致します。事務局より説明願います。

事務局 　議第7号、その他1番、専決処分の報告について、報告2号、農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出の件について説明致します。

本件は、事務処理規定に基づきまして、市街化区域農地の転用届出分について専決処理を行ったものの事後報告であります。今回議案と致しましたのは、令和4年1月26日から令和4年2月25日までの報告分でございます。

番号1番、転用届出地、中三倉堂一丁目484番1(田)977㎡、譲受人、広陵町、■■■■、譲渡人、中三倉堂一丁目、■■■■、売買による所有権移転により重ね建長屋住宅への転用届出であります。令和4年2月4日に確認委員の鬼頭委員に連絡致しまして、事務局も現地を確認し、書類も具備致しておりましたので、会長の承認を得まして専決処理を行ったものでございます。

番号2番、転用届出地、大字曾大根179番(田)1009㎡、譲受人、大阪府大東市、■■■■、譲渡人、南本町、■■■■、売買による所有権移転により骨董品置場への転用届出であります。令和4年2月4日に確認委員の吉井委員に連絡致しまして、事務局も現地を確認し、書類も具備致しておりましたので、会長の承認を得まして専決処理を行ったものでございます。

以上、第5条関係、2件の専決処分の事後報告でございます。

議長 　ただ今、事務局より専決処分の転用届出の報告がありましたが、この件について何かご質問などございませんか。何かございましたら挙手をお願い致します。

(なしの声あり)

議長 　報告第2号については、ただ今の事務局からの説明をもちまして、委員の皆様への報告とさせていただきます。議案審議につきましては、以上でございますが、その他何かございませんか。他にないようでしたら、委員の皆様方には大変ご苦勞様でした。これで3月委員会を終わります。ありがとうございました。

議事録は、農業委員会等に関する法律第33条により作成し、大和高田市農業委員会会議規則第8条の規定によりここに署名する。

議長 弓場一郎 印

署名委員 小川隆興 印

署名委員 前田全計 印

